

NEWSWAVE

新しい時代を切り拓く実践経営情報紙

著者 日本ビズアップ株式会社
発行 税理士法人森田会計事務所
〒630-8247
奈良市油阪町456番地 第二森田ビル4F
TEL (0742) 22-3578 FAX (0742) 27-1681

中小企業の高齢代表者、約14% 上場企業倒産は24年ぶりにゼロ

帝国データバンク (TDB) が今年1月に発表した2014年の全国企業倒産 (負債額1千万円以上の法的整理) の調査によると1990年以来、24年ぶりに上場企業の倒産がなかった。倒産件数も2006年以来、8年ぶりに1万件を下回った。日銀の大規模な金融緩和で、企業の資金調達が楽になったことが主因と報道各社が報じた。

しかしTDBレポートを精査すると、昨年の「休廃業・解散」は減少したとはいえ2万4106件もあったと分析。各社報道は「株価上昇などアベノミクスの“高揚感”を煽った」感があり好景気を印象付ける記事構成だった。TDBは「今後も、時代の流れに合わせて変化できない企業、企業規模格差の優劣が際立っているような業界の零

細企業などは、淘汰されていくことが想定される」と予測した。TDBの姿勢は一貫して中小企業の「後継者不足」を杞憂してきた。今回も「代表者年齢の高齢化が進み、70歳以上の構成比が10年前に比べ13.7ポイントも上昇している」と報告。2014年に「休廃業・解散」した企業のうち76.6%が後継者不在の状況であったという。

近年、大手企業では、取引先企業の選定に対し事業の継続性、つまり、後継者の有無を重視する傾向がある。事業承継を進めておかなければ取引先を失う局面に遭遇する可能性が高まるということ、中小企業経営者は理解する必要があると警告している。

年金受給者の確定申告不要制度 還付を受けるには確定申告が必要

確定申告は、1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税の金額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続きだ。公的年金等については、「雑所得」として課税の対象となっており、一定金額以上を受給するときには所得税が源泉徴収されているので、確定申告を行って税金の過不足を精算する必要がある。

年金受給者にとって、毎年の確定申告手続きは、負担になっていた。そこで、そのような申告にかかる年金受給者の負担を減らすため、2011年分の所得税から「確定申告不要制度」が導入された。これによって、多くの人が

確定申告を行う必要がなくなっている。

確定申告不要制度の対象者は、(1) 公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下、(2) 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下、のいずれにも該当する人だ。

注意したいのは、制度対象者でも所得税の還付を受けるためには確定申告が必要となることだ。公的年金等から所得税が源泉徴収されている人で、マイホームを住宅ローンなどで取得した場合や一定額以上の医療費を支払った場合、災害や盗難にあった場合などは、所得税の還付が受けられる可能性がある。このような場合に、所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要がある。